

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年十一月十三日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

愛知県名古屋市中区明野町一九番二一〇号

御嶽教明拝教会

清算人 廣瀬 磨澄

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年十二月八日開催の臨時組合大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

奈良県秋篠町九八番地

奈良県競走労働組合

清算人 城山 尚世

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年八月十八日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月四日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

福岡県太宰府市五条三丁目四番二七号

医療法人富田耳鼻咽喉科医院

清算人 富田 貴子

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

鹿児島市平之町一〇番一五七〇一〇号

医療法人あおい会

清算人 内村暢二郎

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年三月八日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年九月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

北海道小樽市稲穂三丁目六番四号

医療法人社団小樽中央眼科医院

清算人 大庭 久貴

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、令和七年九月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

福島県郡山市島一丁目一七番三三〇号

医療法人てちがわ内科

清算人 堀田明日香

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月二十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

愛知県岡崎市渡通津町字東久後二二番地

宗教法人渡通津教会

清算人 雪吹 祖遵

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

神戸市垂水区名谷町八〇八番地の一

ラウムズ垂水管理組合法人

清算人 藤原 弘和

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十月三十一日開催の組合員総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

広島県山県郡北広島町都志見八四四番地二

農事組合法人戸谷亀山

清算人 上田 雅則

解散公告(第二回)

当法人は、福岡県知事の認可により令和七年十二月四日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

北九州市小倉南区呼野一〇九一番地

医療法人前田クリニク

清算人 前田 隆美

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年八月二十五日開催の臨時総会の決議により同年十一月四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

大分県大分市大字竹中二六六番地

医療法人大和会

清算人 大嶋 和

解散公告(第二回)

当組合は、令和七年十一月十七日大分県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

大分県玖珠郡九重町大字恵良四三〇番地

恵良生産森林組合

清算人 遠江 徳幸

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十一月十三日、福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年十二月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十二日

福島県双葉郡浪江町大字酒田字堤中八七番地

宗教法人立野教會

清算人 澤田 智幸

第43期決算公告

令和7年12月22日

山形県米沢市中田町字館ノ内691番地

株式会社ライフ

代表取締役 相田 修一

貸借対照表の要旨

(令和7年6月30日現在) (単位:千円)

科	目	金	額
資産部	流動資産	137,772	
	固定資産	423,902	
	合	561,674	
負債及び純資産部	流動負債	39,759	
	固定負債	484,620	
	資本	37,295	
	剰余金	20,000	
	利益剰余金	17,295	
	その他利益剰余金	17,295	
	うち当期純利益	(2,248)	
合		561,674	